

船舶事故等調査報告書

平成25年7月25日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012那第44号
事故等種類	運航不能（絡索）
発生日時	平成24年8月17日（金） 10時45分ごろ
発生場所	沖縄県 <small>もとぶ</small> 本部町水納島北方沖 水納島灯台から真方位355° 3,200m付近 （概位 北緯26° 40.4′ 東経127° 49.0′）
事故等調査の経過	平成24年10月26日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（那覇事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ <small>アールエクスディー</small> R X T <small>エクスアールエス</small> X-RS 260、0.2トン
船舶番号、船舶所有者等	296-24988 沖縄、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	ウォータージェット推進器に損傷
事故等の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人3人を乗せたゴム製浮体を長さ約15mのロープを用いてえい航し、水納島北方沖の釣り場に到着したのち、ロープを巻き取って本船後部座席に置き、ゴム製浮体を本船に係留して漂泊しながら、釣りを行っていた。</p> <p>本船は、釣りをしている間に後部座席に置いていたロープの端が海中に落ち、ウォータージェット推進器の海水吸入口付近に漂っていたが、船長が本船を発進させたところ、平成24年8月17日10時45分ごろ、ロープが、ウォータージェット推進器の海水吸入口に吸い込まれて運航不能となった。</p> <p>船長は、本船を購入した販売店に救助を求め、本船は、販売店が手配したボートにえい航されて本部町渡久地港に入港した。</p>
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 3、視界 良好
その他の事項	船長及び浮体搭乗者は、全員が救命胴衣を着用していた。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	なし
判明した事項の解析	<p>本船は、水納島北方沖で釣りをして漂泊中、後部座席に置いていたロープの端が海中に落ちていたが、船長が推進器の海水吸入口付近に漂っているロープに気付かずに本船を発進させたことから、ロープが推進器の海水吸入口に吸い込まれ、運航不能となったものと考えられる。</p>

<b>原因</b>	本インシデントは、本船が水納島北方沖で釣りをして漂泊中、後部座席に置いていたロープの端が海中に落ちていたが、船長が推進器の海水吸入口付近に漂っているロープに気付かずに本船を発進させたため、ロープが推進器の海水吸入口に吸い込まれたことにより発生したものと考えられる。
<b>参考</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・水上オートバイを発進する際は、ジェット推進器の海水吸入口付近に吸い込む虞のある物がないことを確認すること。</li></ul>